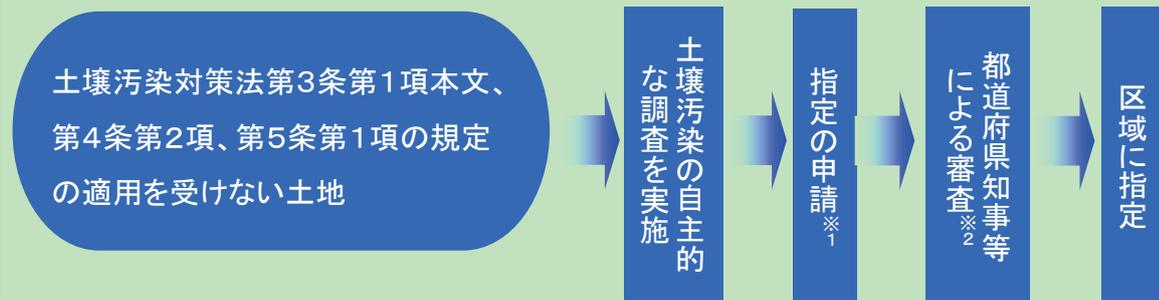


1. 土壌汚染対策法の自主的な区域指定の申請とは

<法第14条で定められていること>

土壌汚染対策法第14条では、『自主的な調査によって土壌汚染が判明した場合などには、土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できること』が定められています。

<申請から区域指定されるまでの流れ>



■ 法第3条第1項本文、法第4条第2項、法第5条第1項の規定の適用を受けない土地の例は以下に示すとおりであり、法第14条申請はこれらの土地で申請を行うことができます。

- ① 水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設に該当しない施設であるが、特定有害物質を取り扱う施設が設置してある土地(3,000 m²未満の土地も含む)
- ② 引き続き工場や事業場として利用される土地等(ただし当該土地について法第3条第1項の調査義務が免れるものではありません。)[法第3条第1項本文の規定の適用を受けない土地]
- ③ 3,000 m²以上の土地であって、当分の間(30日以上)形質の変更を行わない土地、法第4条第2項の調査命令が出る前の土地等[法第4条第2項の規定の適用を受けない土地]
- ④ 土壌汚染があっても、土地の周辺で地下水の飲用がない等健康被害のおそれがない土地等[法第5条第1項の規定の適用を受けない土地]

<土壌汚染状況調査のきっかけ>

土壌汚染対策法においては下記に示す場合に土壌の汚染について調査し、都道府県知事等に対して、その結果を報告する義務が生じます。

法第3条: 有害物質使用特定施設の使用の廃止時

有害物質使用特定施設・・・水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であって、特定有害物質をその施設において、製造し、使用し、又は処理するもの

法第4条: 一定規模(3,000 m²)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき

土壌汚染のおそれ・・・以下の基準に該当する土地かどうかを、行政が保有している情報により判断します(規則第26条各号)。

- ① 特定有害物質による汚染が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地
- ⑤ その他②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

法第5条: 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき

⇒土壌汚染対策法の概要については、p23を参照ください。

※1 指定の申請

■ 土地所有者等が、次の申請書・添付書類を都道府県知事等に提出して行います。

- ① 所定の申請書（p22 参照）
- ② 申請に係る土地の周辺の地図
- ③ 申請に係る場所（範囲）を明らかにした図面
- ④ 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類
- ⑤ 申請者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書面（申請に係る土地に申請者以外の所有者がいるとき）

※2 都道府県知事等（＝都道府県及び政令市の土壤汚染担当部局）による審査

- 提出された調査結果に基づき、『法に定める土壤汚染状況調査の方法』と同等以上の調査方法により行われたものであるか審査を行います。なお、地歴調査のみ実施（試料採取調査を省略）した場合も申請は可能です。
- 都道府県知事等は必要に応じ、調査に関する報告又は資料の提出の要求、調査の実施状況の検査を行います。

【申請に当たって留意いただきたい点】

- ① 3,000 m²以上の土地の形質の変更が計画されている土地であっても、法第4条第2項の調査命令前であれば、自主的な申請が行えます。
- ② 自主的な申請は、法に定める土壤汚染状況調査と同等の信頼性が求められます。
- ③ 自主的な申請の場合であっても、法に定める土壤汚染状況調査と同等の調査が必要です。任意の特定有害物質のみを調査し、汚染のおそれがある他の特定有害物質に関して土壤汚染状況調査と同等の調査をしていないにもかかわらず、その任意の物質のみについて区域指定をすることは認められません。ただし、汚染の除去等の措置を実施する際に土を仮置きするスペースなどを確保するために、隣接地については、要措置区域等の指定に係る物質についてのみ自主的な申請をすることは可能です。

※ 法第4条では、一定規模（3,000m²）以上の土地の形質の変更を行う場合には都道府県知事等への届出が必要となります。都道府県知事等は、土壤汚染のおそれがある場合は、土壤汚染状況調査の命令を土地所有者等に発出することができます。